

特定非営利活動法人ティエンポ・イberoアメリカノ
定 款



ラテン文化センター ティエンポ (特定非営利活動法人ティエンポ・イberoアメリカノ)

〒810-0041 福岡市中央区大名 1-15-11 Daimyo11511ビル 3F

www.tiempo.jp Email: info@tiempo.jp

定 款 目 次

第 1 章 総則		第 6 章 理事会	P7
名称	P2	構成	P7
事務所	P2	機能	P7
		開催	P8
第 2 章 目的及び事業		招集	P8
目的	P2	議長	P8
活動の種類	P2	議決	P8
事業	P2	表決権等	P8
		議事録	P8
第 3 章 会員		第 7 章 資産および会計	
種別	P2	資産の構成	P9
入会	P3	資産の区分	P9
会費	P3	資産の管理	P9
資格の喪失	P3	会計の原則	P9
退会	P3	会計の区分	P9
除名	P3	事業計画及び活動予算	P9
会員の権利	P3	暫定予算	P9
		予備費の設定及び使用	P10
第 4 章 役員		予算の追加及び厚生	P10
種別及び定数	P3	事業報告及び決算	P10
役員の選任	P4	事業年度	P10
理事の職務	P4	臨機の措置	P10
監事の業務	P4		
任期	P4	第 8 章 定款の変更および法人の解散	
欠員補充	P5	定款の変更	P10
解任	P5	解散	P11
報酬	P5	残余財産の帰属	P11
職員	P5	合併	P11
第 5 章 総会		第 9 章 公告	
種別	P5	公告の方法	P11
構成	P5		
機能	P5	第 10 章 雑則	
開催	P6	細則	P11
招集	P6		
議長	P6	附則	P12
定足数	P6	(定款の施行日)	
議決	P6	(設立当初の役員の任期)	
表決権等	P6	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
議事録	P7	(設立当初の事業年度)	
		(設立当初の年会費)	
		(設立当初の役員)	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ティエンポ・イベロアメリカノという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に対して、イベロアメリカ諸国（ラテンアメリカ、イベリア半島、及びカリブ海諸国）の文化を紹介し、それらの文化を通じて人と人との交流を促進し、相互理解を深めることにより文化の振興と国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。（1）社会教育の推進を図る活動
（2）国際協力の活動
（3）学術、文化、芸術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
（1）文化講座事業
（2）展示会等の開催事業
（3）交流会開催事業
（4）食を通じた異文化交流支援事業
（5）国際交流を支援するための情報提供事業
（6）領事館・大使館または外交団体と九州の公共・文化・産業団体との国際交流仲介事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。
（1）正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
（2）賛助会員：この法人の事業を賛助する目的で入会した個人または団体。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出する。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会で定める会費を納入しなければならない。

2. 会員が納入した会費及びその他の拠出金はその理由を問わずこれを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員がつぎの各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会員の権利)

第12条 すべての正会員は、必要が生じた場合、理事会宛の文書で意見を述べることができる。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以下
- (2) 監事1名以上2名以下

(役員を選任)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

2. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
3. 理事の中から、その互選によって、次のとおり選任する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名
4. 役員には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれてはならない。また、当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の業務)

第16条 監事の業務は次の通りとする。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産の状況に関し不正の行為または定款に反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、総会の決議により再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) その職務を十分に遂行しない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第20条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2. 役員には、その職務を執行するため要した費用を弁償することができる。

(職員)

第21条 この法人に、センター長その他の職員を置く。

- 2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回6月開催とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催日の30日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急を要するもので出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条、第31条第1項第2号及び第52条及び55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は3月と5月の定期理事会のほかに、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会は理事総数の3分の2の出席（書面表決者を含む）がなければ開会することができない。

2. 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席した理事の過半数の同意があった場合は、その限りではない。
3. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、必要がある時は、電子メール、ファクシミリをもって書面に代えることが出来る。
3. 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面又はその他の方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金品
4. 事業に伴う収益
5. 財産から生じる収益
6. その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会見の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画および活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費の使用は、理事長が決する。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、5月末までに理事会へ提出、承認後、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更および法人の解散

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の移転を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散時の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報において行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。

3. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	3,000円
	賛助会員	3,000円
6. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大塚 芳典
副理事長	今村 昭夫
同	富松 由紀
理事	WESTON STEPHANIE ADELL
同	梅野 文子
同	上杉 厚
同	栗原 昌子
同	江口 朋子
同	安永 由美
同	藤江 正洋
同	藤江 康子
同	FINE SUSAN CLAIRE
同	河野 眞司
同	HERRERA SANTIAGO JERONIMO
監事	吉村 哲夫
7. 設立当初の主たる事務所を福岡市中央区天神2丁目4番5号 デイトンビル3Fに置く。